

(仮称)鎌倉市子ども総合支援条例(条文検討資料 概要)

1.前文

子どもが自分らしく、成長・発達し、豊かな人間性、社会性を身に付け、一人ひとりが社会にとってかけがえない存在であるとともに、将来の社会の担い手として、育つためには必要な支援を受けなければなりません。

鎌倉の豊かな自然環境のもと、子どもが大切にされ育っていけるよう地域社会のすべての構成員の役割を明らかに、子どもを総合的に支援します。

2.目的

・子どもに対して総合的な支援を行います。

子どもを支援するための基本理念を定めるとともに市等の責務を明らかにし、子どもへの総合的、継続的な支援、子どもの育つ環境整備に取り組みます。

3.定義

・子ども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、事業者の定義です。

①子ども:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもです。

②保護者:親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に監護、養育をする者です。

③市民等:市内に在住する者、市内で市民活動を行う者又は団体です。

④育ち学ぶ施設等:保育所や幼稚園、学校など、子どもが通園、通学、入所し、学び育つ施設です。

⑤事業者:市内で事業活動を行う者又は団体です。

4.基本理念

・子どもへの支援は基本理念にのっとり行います。

①環境の整備:子どもの成長に合わせた支援を行い、社会生活に適応できる能力をつけるための環境を整備します。

②人としての尊重:子どもが差別等を受けることなく安心して生きていけるように行います。

③行動・活動への理解:子どもが何を思い感じながら行動、活動しているのか理解し、支援します。

④継続的な支援:市や関係機関等が連携し、継続して子どもへの支援を行います。

5～9.市等の責務

・子どもを社会全体で健やかに育むため、それぞれの責務を担います。

①市:子どもを社会全体で健やかに育むための総合的な支援を行うとともに、子どもの意見を施策等に反映させるよう努めます。

②保護者:子どもの人格を尊重し愛情を持って養育に努めます。

③市民等:子どもが社会の一員として健やかに成長等をするための役割を担います。

④育ち学ぶ施設:子どもが主体的に学び、育つための役割を担います。

⑤事業者:子ども、子育て家庭を大切にするための役割を担います。

10～21. 市の取り組み

・すべての子どもが健やかに成長するため安全・安心な環境づくりに努め、子どもへの支援に関する施策を講じます。

①様々な子育て家庭に対し、それぞれの環境に応じ、すべての子どもが安心して生活ができるための施策を講じます。

②経済的に困難な家庭への必要な施策を講じます。

③虐待、いじめの未然防止、早期発見、撲滅のための必要な施策を講じるとともに、救済を行います。

④障害・性別等による差別や不利益を受けないよう、互いの違いを認め尊重し合う社会の形成を目指します。

⑤子どもの参加の促進のため、子どもの視線に立った情報発信に努めます。

⑥不登校、ひきこもりの問題解決のため、必要な施策を講じます。

⑦父母が離婚する場合、子どもの利益を優先し、家庭の状況に配慮した支援に努めます。

⑧子どもの成長に合わせた、切れ目のない子育て支援を行います。

⑨祖父母が無理のない範囲での孫育て応援を目指します。

⑩子どもが意見を言える機会を設けます。

⑪子どもが困りごとについて、安心して相談できるよう、相談体制の強化に努めるとともに、相談に関する情報の周知に努めます。

⑫関連する条例、計画等と連携するとともに、子ども・子育て支援事業計画(鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン)の着実な推進に努めます。